

バウンダリーに関する東海連盟の規定等

○バウンダリーに関する東海連盟理事会の決定事項

(1) 越境入団承認について

連盟内規第2条(4)項の但し書きに規定する許可は、次の理由による越境入団に限り承認する。

- ①フリーバウンダリーに居住する選手の入団の場合（この場合は、越境入団許可申請は不要）
- ②入団後にバウンダリー外へ住所変更した場合で、現在の所属リーグに継続して所属する場合。
- ③居住地と通学小学校区のバウンダリーが異なる場合で、小学校区のバウンダリーへ入団する場合。
- ④保護者が監督、コーチとして3年以上指導しているバウンダリー外のリーグへ入団する場合。

ただし、保護者が過去に当該バウンダリー内に2年以上居住していた場合は、監督、コーチとしての指導期間を2年以上とする（平成25年1月20日 連盟理事会決定）

- ⑤市町村合併によりバウンダリー変更となった場合で、合併施行日から2年間の経過処置期間内に変更前のバウンダリーへ入団する場合。

- ⑥当該選手の居住地がバウンダリーリーグの活動拠点（専用球場）よりバウンダリー外のリーグの活動拠点の方が近い場合にあつては、正規バウンダリーリーグの会長の同意がある場合に限り越境入団を承認する。

（平成24年1月21日 連盟理事会決定）

- ⑦前記②～⑥の越境入団の許可を受けた在団中の選手の兄弟姉妹が同一リーグに入団する場合。

- ⑧前記の各号と同等の理由である場合・・・理事会で申請ごとに審査し承認

※ ⑥の越境入団承認については、前記のほか以下の要件を適用する

- 1) 「活動拠点（専用球場）」とは、国際登録書に記載した専用球場とする。（複数の場合は、主たる活動拠点としてリーグが指定する1箇所とする）
- 2) 「近い場合」とは、原則、直線距離の短い場合とする。
ただし、距離に関係なく、通常、一般的に利用すると考えられる交通手段、経路を比較し移動時間の短い場合とすることができる。この場合は、ブロックが調査のうえ査定するものとする。
- 3) 正規バウンダリーのリーグより活動拠点の近いリーグが複数ある場合は、最も近いリーグに限り本規定を適用する。
- 4) 正規バウンダリー及びバウンダリー外のどちらか又は両方のリーグの主たる活動拠点が当該リーグのバウンダリー外にある場合は、この規定は適用しない。

(2) 選手の保有権について

連盟内規第2条(5)項の規定は、フリーバウンダリーの選手にも適用する。

（フリーバウンダリーの選手も最初に入団したリーグに保有権が生ずる。）